

鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 鳥取市長 竹内 功 様

鳥取県知事 平井 伸治



鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)に係る環境影響評価準備書についての環境保全の見地からの知事意見について(通知)

このことについて、鳥取県環境影響評価条例(平成10年12月22日鳥取県条例第24号) 第19条第1項の規定に基づく意見は別紙のとおりです。

(担当:生活環境部環境立県推進課後藤田、吉田 電話 0857-26-7876)

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)に係る環境影響評価準備書についての環境保全の見地からの知事意見について

本事業は、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町の1市4町によって構成される一部事務 組合である鳥取県東部広域行政管理組合が、鳥取県東部圏域の老朽化したごみ焼却施設(4施設) の更新を行うとともに施設の集約化を図ることを目的として、鳥取市河原町山手他に、1日当た り処理能力270トンの可燃物処理施設を建設しようとするものである。

ごみ焼却施設は公益性が高い施設ではあるが、一般的に周辺環境への影響が大きい施設であることから、環境影響について科学的・客観的に調査・予測・評価を行った上で、周辺住民等の理解を得ることが重要である。

そもそも環境影響評価制度とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者 自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々や地方公共団体などから意見を 聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げる制度である。

しかしながら、この計画においては、施設の処理方式が現時点では決定しておらず、「ストーカ 方式」、「ストーカ+灰溶融方式」及び「ガス化溶融方式」の3方式を検討しており、環境影響評 価手続は1方式に絞らずに進められているところである。

また、事業実施区域の隣接地において、鳥取市による工業団地の整備事業が進捗していることや、本事業に対し、事業実施区域の周辺集落を原告とした建設差止め請求訴訟が提起され、一部周辺集落では説明会を開催できないなどの状況が認められる。

以上のことから、事業者として、制度の趣旨に加えて、説明責任や情報公開に関する責務を十分に認識した上で、事業の実施に当たって、地域住民や野生生物等への環境影響の回避・低減が図られるよう、下記の事項を踏まえて準備書の修正を行って環境影響評価書を作成し、適切な環境保全措置を講じるよう求めるものである。

記

【総括的事項について】

- 1 把握した環境保全上の見地からの住民意見に対しては、十分な説明及び誠意ある対応を行うとともに、周辺住民等に対して本事業の情報公開に積極的に努めること。
- 2 現時点で廃棄物の焼却処理方式が決まっていないことから、処理方式及び関係する諸元等を 評価書提出までに決定し、その予測評価結果を準備書での予測評価結果と比較・検証すること。 評価書提出までに処理方式の決定が困難な場合は、その理由を明らかにするとともに、決定 のプロセス及び方式決定後の予測評価結果の比較・検証方法について明らかにすること。

なお、いずれの場合でも、準備書の予測評価結果との比較・検証により、準備書を上回る環境影響が確認された場合、又はそのおそれがある場合は、知事と協議の上適切な対応をとること。

- 3 環境影響評価の予測に際し、隣接する工業団地(造成、取付け道路を含む)などの地域の将来の環境状態の設定について、関係地方公共団体等からの情報収集の結果を明らかにした上で、 判明した将来の環境状態を勘案して、予測評価を実施すること。
- 4 直近民家や学校など環境保全に関し特に配慮を要する施設については、準備書に記載のある事業実施区域の周辺の範囲において、環境影響に関する予測評価及び環境保全措置等を明らか

にすること。

5 事後調査については、予測に不確実性が伴うことを十分に認識した上で、調査項目・地点・ 期間・頻度など全般について、適切に設定されているか再確認し、必要に応じて見直すこと。 なお、調査期間については、施設稼働が定常になる時期と環境への影響が明らかになる時期 が異なる場合も考えられるため、特に留意すること。

また、施設供用後に実施する環境等に係るモニタリングについては、住民意見等を勘案して実施するよう努めること。

これらの調査結果については、わかりやすく取りまとめた上で、積極的な情報公開に努めること。

- 6 公害防止に係る計画目標値の設定については、目標設定にいたる検討の経緯及びその根拠を明らかにすること。
- 7 自然災害や異常発生時等において、事業実施区域外への環境汚染物質の漏えい等を想定し、 迅速かつ適切に対応できるようなマニュアル等を策定すること。
- 8 新たに環境への影響を及ぼす事実が明らかになった場合には、速やかに県及び関係市に報告し、専門家の指導・助言を受ける等により適切な措置を講じること。
- 9 事業者から提出された、準備書についての意見の概要及びその事業者の見解については、環境の保全の見地からの意見とそれ以外の意見とした区別について再検討し、評価書に記載すること。
- 10 準備書全般において、説明が不足しているもの、単位の記載誤り等が散見されるため、評価書では可能な限り詳細でわかりやすく、正確な図書となるよう努めること。

また、方法書からの変更箇所について、漏れがないようにするとともに、変更理由及び変更箇所が分かるよう図や表を用いて明らかにすること。

【大気質について】

11 予測評価で用いた式が、地形の地域特性等を十分に考慮した結果、用いた式であることの根拠及び予測に用いた気象データの妥当性について明らかにするとともに必要な場合は見直し、見直した際は本予測式を用いて行った他の評価項目についても再度、予測・評価を実施すること。

【大気質、騒音・振動について】

12 大気、騒音・振動の環境影響評価項目について、ひとつの調査等項目に複数の環境影響要因(「建設機械の稼動」と「資材運搬等の車両の走行」等)が同時期に存在する場合は、それぞれの環境影響要因による影響を合成した予測及び評価を行うこと。

【騒音について】

- 13 事業実施区域は、鳥取県公害防止条例第58条に規定する深夜騒音規制が適用される地域であり、施設の稼働に伴う騒音の予測結果では、その規制値を超えることから、関係する記載内容を修正の上、適切な環境保全措置を検討し、再評価すること。
- 14 騒音予測結果については、環境基準等以下ではあるものの、極力環境を悪化させないとい

う観点から、環境保全目標との比較だけでなく、現況からどれだけ環境負荷が増加するかを 表す寄与率の考え方などを取り入れ、評価すること。

【悪臭について】

15 施設の稼働に伴う悪臭の濃度予測において、煙突排ガスによる臭気指数の予測条件で用いた類似施設を明らかにするとともにその選定理由を明らかにすること。

【土壌について】

16 土壌の現地調査地点については、必要に応じて大気質の拡散予測結果及び気流の流れ等を考慮した上で最大着地濃度出現地点付近にも設定すること。

また、煙突排ガスによる土壌中のダイオキシン類濃度の予測については、年間沈着量や土壌中の付加濃度の推定をするなど、より定量的に行い評価すること。

なお、上記11で大気質の予測式を見直した場合は、その予測結果を考慮すること。

【水質について】

- 17 用水・排水計画について、用水、プラント系・洗車・生活系排水及び雨水に係る想定水量・水質及び水処理施設の概要等を含めフロー図等により明らかにすること。
- 18 地下水については、「ごみピット等からの漏水により地下水を汚染することのない構造とする」ことを理由に、評価項目として選定していないことから、想定されるコンクリートの厚み等汚染することのない構造について説明すること。

【植物、動物、生態系について】

19 植物・動物、生態系の環境保全措置については、それぞれの特性や環境変化とそれに伴う影響に関する科学的知見が不足していたり、地域による違いが大きいなど不確実性が高いことから専門家等の指導や助言を得て進めるとともに、必要に応じてその事後調査の内容・期間等を見直すこと。

なお、次の2点については、特に配慮すること。

- (1) カスミサンショウウオについては、事後調査結果の検証方法(繁殖状況等)についても、専門家等の指導や助言を得て検討すること。
- (2) ホンゴウソウについては、移植が相当困難な種であることから、最大限の回避・低減を図り、どうしても回避・低減が難しい場合は専門家に相談し、保護を図るための代替策を検討すること。
- 20 環境省「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」は平成24年8月に、「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリスト」は平成23年3月にそれぞれ改訂されている。現地調査結果で確認した植物・動物等の種について整合性を確認し、記載事項を修正するとともに、必要に応じて予測・評価及び環境保全措置等を行うこと。

【その他について】

21 準備書に記載のある交通安全対策については、住民意見を踏まえて、適切に実施すること。